

研究・学術情報本部総合情報処理センター規程

(平成25年島大規則第37号)

(平成25年3月14日制定)

[令和3年3月29日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規程は、研究・学術情報本部規則（平成25年島大規則第34号。以下「本部規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報本部総合情報処理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、センターに置かれた情報処理システムを整備運用し、学内外の情報ネットワークとの連携を図り、島根大学（以下「本学」という。）における教育、研究その他の情報処理のための利用に供するとともに、学術情報システム等の開発を行い、あわせて人材の育成を支援し、本学における情報処理の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 計算機システム、各種ソフトウェア及びデータベースシステムの維持及び管理に関すること。
- 二 科学技術計算及びデータ処理に関すること。
- 三 情報処理教育における計算機システムの利用に関すること。
- 四 学術情報の処理及び提供における計算機システムの利用に関すること。
- 五 計算機システム及びネットワークの研究及び開発に関すること。
- 六 ネットワークの管理運用に関すること。
- 七 センターの利用及び情報ネットワークシステムの利用のための技術指導及び助言に関すること。
- 八 情報処理に係る教育及び研究指導に関すること。
- 九 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(分室)

第4条 センターの計算機システムを用いた教育及び研究を効率的に実施するため、法文学部及び教育学部にセンターの分室を置く。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 本部規則第7条第1項の規定に基づき、センターを担当する専任教員
 - 四 その他必要な職員
- 2 センターに必要な応じて客員研究員及び協力研究員を置くことができる。
- 3 客員研究員及び協力研究員について必要な事項は、第8条に規定するセンター運営会議において定める。

(センター長)

第6条 センター長の選考は、島根大学研究・学術情報本部長の推薦に基づき、学長が行う。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第7条 副センター長の選考は、島根大学研究・学術情報本部長の推薦に基づき、学長が行う。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

(センター運営会議)

第8条 センターの業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、センターの運営に関する事項を審議するためセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条に規定する業務に関すること。
- 二 教員の配置計画に関すること。
- 三 センターの予算及び決算に関すること。
- 四 専門委員会等の設置に関すること。
- 五 その他島根大学研究・学術情報本部長から付託されたこと。

3 センター運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 本部規則第7条第1項の規定に基づき、センターを担当する専任教員
- 四 その他センター長の申出に基づき、島根大学研究・学術情報本部長が必要と認めた者

4 センター運営会議は、センター長が招集し、議長はセンター長をもって充てる。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 センター運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 第3項第4号の委員は、第2項第2号の事項の審議には加わらないものとする。

9 センター運営会議が必要と認めたときは、センター運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第9条 センターの専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、センター運営会議において定める。

(事務)

第10条 センターの事務は、総務部情報推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 島根大学総合情報処理センター規則（平成16年島大規則第129号）

二 島根大学総合情報処理センター管理委員会規則（平成16年島大規則第130号）

三 島根大学総合情報処理センター運営委員会規則（平成16年島大規則第131号）

四 島根大学総合情報処理センターの客員研究員及び協力研究員に関する規則（平成18年島大規則第40号）

五 島根大学総合情報処理センター利用規則（平成16年島大規則第132号）

3 この規則施行前に廃止前の島根大学総合情報処理センター規則に基づき選考され、この規則施行の日に最初に任命されるセンター長及び副センター長は、この規則により選考されたものとみなす。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。